

論文式試験問題集
[民法・商法・民事訴訟法]

[民 法]

次の文章を読んで、後記の〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えなさい。

I

【事実】

1. A（女性，昭和22年生）は，配偶者がいたが，平成2年5月頃から，B（男性，昭和27年生）と交際するようになり，同年10月には，配偶者との離婚の協議を始めた。
2. Aは，平成3年8月，配偶者と離婚した。A及びBは，これを契機として，マンションを賃借し，そこで同居をするようになった。もともと，離婚を経験したAは，Bとの婚姻の届出をすることをためらい，Bと話し合いの上，その届出をしないままBとの生活を続けた。
3. 平成3年当時，Aは，甲土地を所有しており，甲土地についてAを所有権登記名義人とする登記がされていた。A及びBは，相談の上，甲土地の上にBが所有する建物を建築することを計画した。この計画に従い，平成5年3月，甲土地の上に所在する乙建物が完成して，乙建物についてBを所有権登記名義人とする所有権の保存の登記がされ，同月，A及びBは，乙建物に移り住んだ。
4. Aは，かねてよりヨーロッパのアンティーク家具や小物の収集を趣味としていたが，平成18年秋頃から，そうした家具などを輸入して販売する事業を始めた。Aは，同年9月，この事業の資金として3000万円を銀行のCから借り入れた。その返済の期限は，平成22年9月30日と定められた。
5. 同じく平成18年9月に，この借入れに係る債務を担保するため，Aは，甲土地についてCのために抵当権を設定し，また，Bも乙建物についてCのための抵当権を設定し，同月中に，それぞれその旨の登記がされた。乙建物については，Bが，Aから依頼されて，Aの事業に協力する趣旨で，抵当権を設定したものである。
6. Aの事業は，しばらくは順調であったものの，折からの不況のため徐々に経営が悪化し，平成22年9月30日が経過しても，Aは，Cからの借入金を返済することができなかった。そこで，Cは，甲土地及び乙建物について抵当権を実行することを検討するに至った。

〔設問 1〕

【事実】 1から6までを前提として，以下の(1)及び(2)に答えなさい。

- (1) Aが，銀行のDに対し預金債権を有しており，その残高がCに対する債務を弁済するのに十分な額であると認められる場合において，Bは，乙建物について抵当権を実行しようとするCに対し，AがCに弁済をする資力があり，かつ，執行が容易である，ということを証明して，まずAの財産について執行しなければならないことを主張することができるか，理由を付して結論を述べなさい。
- (2) Bは，Aに対し，あらかじめ，求償権を行使することができるか。また，仮にCが抵当権を実行して乙建物が売却された場合において，Bは，Aに対し，求償権を行使することができるか。それぞれ，委託を受けて保証をした者が行使する求償権と比較しつつ，理由を付して結論を述べなさい。

II 【事実】 1から6までに加え，以下の【事実】 7から10までの経緯があった。

【事実】

7. その後，Aの事業は，一時は倒産も懸念されたが，平成22年12月頃から，一部の好事家の間でアンティーク家具が人気を博するようになったことを契機として，収益が好転してきた。

Aは、抵当権の実行をしばらく思いとどまるようCと交渉し、平成23年4月までに、Cに対し、【事実】4の借入れに係る元本、利息及び遅延損害金の全部を弁済した。

8. 平成23年9月、Aは、体調の不良を感じて病院で診察を受けたところ、重篤な病気であることが判明した。Aは、同年11月に手術を受けたものの、手遅れであり、担当の医師から、余命が3か月であることを告げられた。

そこで、Aは、平成24年1月18日、Bとの間で、AがBに甲土地を贈与する旨の契約を締結し、その旨を記した書面を作成した。

9. Aは、平成24年3月25日、死亡した。Aは、生前、預金債権その他の財産を負債の返済に充てるなどして、財産の整理をしていた。このため、Aが死亡した当時、Aに財産はなく、また、債務も負っていなかった。

10. Aが死亡した当時、Aの両親は、既に死亡していた。また、Aの子としては、前夫との間にもうけたE（昭和62年生）のみがいる。

〔設問2〕

Eは、Bに対し、甲土地について、どのような権利主張をすることができるか。また、その結果として、甲土地の所有権について、どのような法律関係が成立すると考えられるか。それぞれ理由を付して説明しなさい。

[商 法]

次の文章を読んで、後記の〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えなさい。

1. X株式会社（以下「X社」という。）は、国内にのみ本店及び支店を有し、化学繊維の製造及び販売を目的とする取締役会を置く会社である。
X社の取締役は、A、B及びCの3人であり、その代表取締役は、Aのみである。
2. Y株式会社（以下「Y社」という。）は、国内にのみ本店及び支店を有し、洋服の製造及び販売を目的とする取締役会を置く会社であり、直近数年の平均的な年間売上高が1億円であった。
Y社では、Aの旧知の友人であるBが唯一の代表取締役に就任している。
3. X社は、大手アパレルメーカーからの依頼を受け、洋服用の生地（以下「本件生地」という。）を製造したところ、この大手アパレルメーカーが倒産したため、本件生地を大量に在庫として抱えることとなった。
4. そこで、Aは、Bに対し、Y社において本件生地を代金1億円で購入してもらえないかと打診した。Bは、本件生地が高品質のものであり、これを用いて洋服を製造し販売すれば売上げの大幅な増加が見込めるので、本件生地を購入したいと考えたが、Y社において代金1億円を現金で直ちに支払うことは困難であった。そのため、Bは、Aに対し、6か月後の日を満期とする約束手形により支払うことでよければ購入したいと伝えた。Aは、Bのこの提案を了承した。そこで、X社は、Y社に対し、平成23年9月1日、本件生地を代金1億円で売却した（以下「本件売買契約」という。）。これに対し、Y社は、Y社代表取締役Bの名義で、同日、本件売買契約の代金の支払のため、次の内容の約束手形（以下「本件手形」という。）を振り出した。
金 額 1億円
満 期 平成24年3月1日
支 払 地 甲県乙市
支払場所 丙銀行丁支店
受 取 人 X社
振 出 日 平成23年9月1日
振 出 地 甲県乙市
5. 本件売買契約の締結については、X社及びY社の取締役会において、いずれもその承認や決定がされることはなかった。
6. Y社は、本件生地を受領した際に、その一部につき抜き出して詳細な検査をし、その余は外観上の検査をした結果、本件生地に特に異常は見付けられなかった。
7. 他方、X社は、Zに対し、平成23年9月8日、Y社から交付を受けた本件手形につき拒絶証書の作成を免除して、本件手形を割引のため裏書譲渡した。Zは、本件手形の裏書譲渡を受ける際に、本件手形が本件売買契約の代金の支払のために振り出されたものであることを知っていた。
8. Y社は、本件生地を用いて洋服を製造し販売した。ところが、Y社は、平成24年2月になって、その洋服の購入者から苦情を受け、本件生地のほとんどに染色の不具合があり、数回洗濯すると極端に色落ちすることが分かった。そこで、Y社は、直ちにX社に対してその旨の通知を発した上で、同月20日、本件売買契約を解除する旨の意思表示をした。
9. Zは、平成24年3月2日、本件手形につき丙銀行丁支店において支払のための呈示をした。

〔設問 1〕

本件売買契約の効力及び解除に関し、Y社からみて、会社法上及び商法上どのような点が問題となるか。

〔設問 2〕

Y社は、Zによる本件手形の手形金支払請求を拒むことができるか。

〔民事訴訟法〕〔設問1〕と〔設問2〕の配点の割合は、7：3)

次の事例について、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

Xは、平成22年6月10日、Yを被告として、売買契約に基づく代金の支払を求める訴えを提起した(以下、この訴訟を「第1訴訟」という。)。第1訴訟の請求の趣旨は、「Yは、Xに対し、150万円を支払え。」との判決を求めるものであったが、第1訴訟において、Xは、平成22年2月2日に、Yに対し、中古の建設機械1台(以下「本件機械」という。)を400万円で売却した旨主張し(以下、この売買契約を「本件売買契約」という。)、第1訴訟では上記売買代金のうちの150万円を請求する旨明示していた。これに対し、Yは、本件売買契約の成立を否認し、Xから本件機械を買ったのは売買契約締結の際にYとともに同席していた息子のZであると主張した。

受訴裁判所は、平成23年1月13日に口頭弁論を終結し、同年3月3日にXの請求を全部認容する判決をしたところ、同判決は同月17日の経過をもって確定した。

その後、Xは、平成23年4月7日、Yを被告として、本件売買契約に基づく残代金の支払を求める訴えを提起し、Yに対し、残額の250万円の支払を求めた(以下、この訴訟を「第2訴訟」という。)

以下は、第2訴訟を担当している裁判官Aと司法修習生Bの会話である。

裁判官A：Xは、第1訴訟において、本件売買契約の代金は400万円であったと主張しながら、訴訟の中では、このうちの150万円を請求していますが、判例の考え方によると、この場合の訴訟物はどうなりますか。

修習生B：金銭債権の数量的一部請求の訴訟物に関する判例の考え方によれば、給付訴訟において、数量的一部請求であることが明示されていれば、一部請求部分のみが訴訟物であるということになりますから、第1訴訟における訴訟物は、売買契約に基づく代金支払請求権のうち150万円の支払を求める部分ということになると思います。

裁判官A：そうですね。そうすると、第1訴訟の確定判決によって、どのような点に既判力が生じますか。

修習生B：本件売買契約に基づき150万円の代金支払請求権が存在することについて既判力が生ずることになると思います。

裁判官A：そうですね。ところで、先ほどの数量的一部請求の訴訟物に関する判例の考え方を前提とすると、第2訴訟の訴訟物は、第1訴訟の訴訟物とは異なることにはなりますが、訴訟物が異なるという理由だけで、第2訴訟において、第1訴訟の確定判決の既判力が及ぶことはないと言い切れますか。例えば、第2訴訟において、裁判所は、第1訴訟の確定判決で認められた売買代金債権の発生そのものを否定する判断をすることもできるのでしょうか。

修習生B：前訴と後訴の訴訟物が異なる場合でも、前訴の確定判決の既判力が後訴に及ぶ場合はあったと思いますが、どのような場合がこれに当たるかについては、正確には覚えていません。

裁判官A：そうですね。それでは、第1訴訟と第2訴訟とで訴訟物が異なるにもかかわらず、第1訴訟の確定判決の既判力が第2訴訟にも及ぶことがあるのかどうか、さらには、それを踏まえ、第2訴訟において、Yは、どのような主張をすることが許されるか考えてみましょう。

〔設問1〕

裁判官Aと司法修習生Bの会話を踏まえ、第2訴訟において、Yは、次のような主張をすることが許されるか検討しなさい。

- ① Xから本件機械を買ったのはYではなく、Zであるとの主張
- ② 本件機械には隠れた瑕疵があり、その修理費用として平成22年10月10日に300万円を支払ったことにより、これと同額の損害を受けたので、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権と対当額で相殺するとの主張

〔設問2〕

仮に、第1訴訟において、XがYに対して本件売買契約に基づく代金全額（400万円）の支払を求める訴えを提起していたとする。この訴訟において、Yが〔設問1〕②の主張と併せて、本件売買契約に基づく代金として180万円を弁済した旨の主張をした場合に、裁判官が本件売買契約の成立のほか、Y主張のいずれの事実についても証拠によって認定することができるとの心証を抱いたときは、裁判所は、どのような点に留意して判決をすべきか検討しなさい。